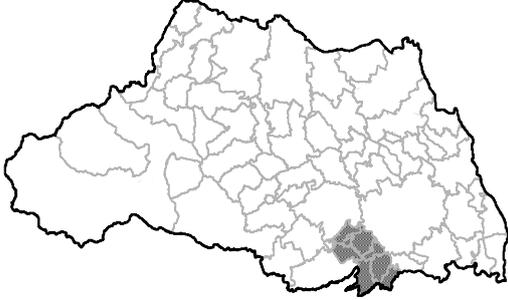


第7次埼玉県地域保健医療計画 南西部保健医療圏 重点取組 中間見直し（案）

南西部保健医療圏

 <p style="text-align: center;">南西部保健医療圏</p>	【圏域の基本指標】	【県値】
	人口総数 709,451 人 人口増減率 (H22～H27) 2.8% 年齢3区分別人口 〔 0～14歳 95,643人 (13.6%) 15～64歳 450,477人 (65.7%) 65歳～ 159,457人 (22.7%) 出生率 (人口千対) 9.2 死亡率 (人口千対) 7.6 (数字は半角を用いる)	[1.0%] [12.6%] [62.5%] [24.8%] [7.8] [8.7]
保健所	朝霞保健所	
圏域 (市町村)	朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町	

各項目につき、「新興感染症」に係る取組を記載

【小児救急医療及び周産期医療】

【目標】

休日や夜間における急病や事故に遭った子ども及び危険度の高い胎児、新生児が必要な医療を適切に受けられるよう、小児救急医療体制及び周産期医療体制の整備を進めます。また、子どもの急病に対する保護者の不安を解消するとともに、症状に応じた適切な受診を推進します。

【主な取組】

- 小児救急医療体制の充実・強化
- 休日・夜間における適切な小児救急受診の推進
- NICUの整備など周産期医療体制の整備・充実
 <実施主体：医師会、医療機関、消防本部、市町、保健所>

【精神保健医療福祉対策】

【目標】

多様な精神疾患に対応するため、地域の関係機関が連携を強化し、必要な時に適切な医療や相談を受けられる支援体制を整備します。また、精神疾患等の悪化や再発を予防しながら、地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしができる地域づくりを推進します。

【主な取組】

- 心の健康づくり対策の推進
- 精神保健医療福祉の相談支援体制の強化

■退院後支援と地域包括ケア体制の推進

■認知症ケアの充実

〈実施主体：市町、保健所、医師会、医療機関、薬剤師会、福祉機関、教育機関、労働機関、障害福祉サービス事業者、介護保険サービス事業者、保健衛生団体〉

【健康危機管理体制の整備充実】

【目標】

健康危機発生に備え、平常時から医療機関・検査機関・消防・警察・市など関係機関等と連携体制を強化し、健康危機発生予防のための普及啓発に努めます。また、健康危機発生時には、迅速かつ的確な情報収集、分析及び情報提供体制の充実を図ります。

【主な取組】

■健康危機管理関係機関の連携体制の構築

■自主管理体制整備の推進

■健康危機管理情報の収集、分析及び提供体制の充実

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察署、消防署、市町、保健所〉

【在宅医療の推進】

【目標】

最期まで住み慣れた自宅等で自分らしい生活を続けられるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら患者の日常生活を支える在宅医療を推進します。

【主な取組】

■在宅医療関係機関の連携体制の構築

■患者を支える多職種連携システムの確立

■在宅医療に関わる医療や介護の人材育成

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、市町、保健所〉

【今後高齢化に伴い増加する疾病対策】

【目標】

健康で自立した生活を送る期間をできる限り伸ばすよう、生涯を通じた生活習慣病対策を推進します。職域保健と連携し、生きがいを持って暮らす高齢者が地域に増えることを目指します。また、生活習慣病予防、高齢者対策の観点から歯や口腔の健康状態を保持増進する取組を促進します。

【主な取組】

■生活習慣病予防など健康づくり対策の推進

■糖尿病対策の推進

■地域・職域保健の連携推進

■ 介護予防の推進

■ 歯・口腔の健康の維持・向上のための取組の推進

〈実施主体：市町、医師会、歯科医師会、歯科衛生士会、医療機関、保険者、保健所、事業所、商工会、健康づくり関係団体〉

【ジェネリック医薬品の使用促進】

【目標】

県民が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、行政、医療従事者、関係団体、保険者等が協働して普及啓発や環境整備に努め、ジェネリック医薬品の使用促進を図ります。

○ 南西部保健医療圏のジェネリック医薬品数量シェア

現状値 65.6～77.6% → 目標値 80.0%以上
(平成28年度末) (平成33年度末)

【主な取組】

■ 広報活動の推進

■ 患者サポートの実施

■ 医療従事者間の情報共有の促進

■ ジェネリック医薬品利用差額通知等の活用

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者、市町、保健所〉

項目	通常時	感染者急増時
----	-----	--------

【健康観察・診療等の体制】

③ 保健所と医療機関の役割分担・連携体制	<連携方策> <ul style="list-style-type: none"> 健康観察の実施依頼 必要時の診療・往診、薬の処方依頼 療養解除相当の判断依頼 同居家族のPCR検査等 	<連携方策> <ul style="list-style-type: none"> 健康観察の実施依頼 必要時の診療、薬の処方依頼 療養解除相当の判断依頼 2週間後の感染拡大の予測通知 同居家族のPCR検査等
⑤-1 健康観察の効率化に資するシステム（My HER-SYS等）導入の目標割合	100%	100%
⑤-2 ⑤-1 達成のための方策	・診療・検査医療機関に対し、陽性者によるMy HER-SYS等の利用促進を依頼	・診療・検査医療機関に対し、陽性者によるMy HER-SYS等の利用促進を依頼

【保健所等の体制確保】

① 体制整備に必要な人員 （各部署からの応援人員、派遣する部署の業務の継続方法等）	<人員体制の構築手法> <ul style="list-style-type: none"> 派遣看護師等 10人 派遣事務職員 4人 県庁応援職員 0人 	<人員体制の構築手法> <ul style="list-style-type: none"> 派遣看護師等 20人 派遣事務職員 7人 県庁応援職員 40人
② 執務スペースの確保方法	<確保方法> <ul style="list-style-type: none"> 既存スペース、備品等に対応 派遣職員等のPC、携帯電話確保 	・所内会議室、診察室等の活用 ・派遣職員等のPC、携帯電話確保

【その他の取組】

<ul style="list-style-type: none"> 管内各市町に保健師派遣の協力依頼 管内診療・検査医療機関に、同居家族等のPCR検査を保健所の調整を待たずに同一医療機関で実施していただくよう依頼
